

青森県報

第四千四百二十三号

平成三十年
三月十二日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉政策課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(子どもみらい課) ……一
- 保安林の指定施業要件の変更……………(林政課) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二

公 告

- 争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発課) ……二
- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……三
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………(建築住宅課) ……三
- 青森県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令……………(総務課) ……四

告 示

青森県告示第百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
3丁目調剤薬局 ひらた歯科 成田歯科医院	弘前市大字大町三丁目六の二 つがる市木造増田二二の一五 南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐八一の一	平成三〇・二・一 三〇・一・一

青森県告示第百八十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
3丁目調剤薬局 成田歯科医院	弘前市大字大町三丁目六の二 南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐八一の一	平成三〇・二・一 三〇・一・一

青森県告示第百八十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項の規定により、小

児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成三十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所 在 地	指 定 日
レモンバーム薬局		弘前市大字清水二丁目九の八	平成 三〇・三・一

青森県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦范町字鹿子石一四二の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第百八十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第百八十六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

古川支店柳町通出張所

青森市長島三丁目

を削る。

公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本陽子から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成三十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 争議行為の目的
生活を守る賃金と雇用の確保等
- 二 争議行為をなす日時
平成三十年三月十五日午前零時より妥結に至るまでの期間
- 三 争議行為をなす場所
青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一

部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部
四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独又は、併用して行う。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を平成三十年三月十二日認可したので、同条第五項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

平成三十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
藤林 賢治	弘前市大字青女子字有原四〇五の一	弘前市大字青女子字有原四〇七	

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成三十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第二十四条の規定により公告する。

平成三十年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成三十年七月一日（日）午前十時から

(2) 場所

(二) 設計製図の試験

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(1) 日時

平成三十年九月九日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成三十年七月二十二日（日）午前十時から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成三十年十月十四日（日）午前十一時から

(2) 場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

二 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(一)又は(二)に該当する者に限り行うことができる。

(一) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者

(二) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(1) 受験申込受付期間

平成三十年四月二日（月）から同月十六日（月）まで

(2) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

東京都千代田区紀尾井町三の六 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技

術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び時間

平成三十年四月九日(月) 午前十時から同月十六日(月) 午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetc.or.jp>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、1又は2による受験申込みができない者も行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び時間

期間 平成三十年四月十九日(木) から同月二十三日(月) まで

時間 午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込書受付場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム 5階夏泊

(三) 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、(二)の受験申込書受付場所において申込者本人が直接提出した受験申込書について行う。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験 平成三十年八月二十一日頃

(二) 設計製図の試験 平成三十年十二月六日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験 平成三十年九月四日頃

(二) 設計製図の試験 平成三十年十二月六日頃

四 その他

試験に関する問合せについては、一般社団法人青森県建築士会(電話〇一七―七三―二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

議 会

青森県議会訓令第一号

議会事務局職員一般

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月十二日

青森県議会議長 熊 谷 雄 一

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会事務局処務規程(昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「(服務)」に改め、同条中「について」を「については」「を準用する」を「の適用を受ける職員の例による」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭